

次期医療計画の構成

第1章 基本方針

【基本理念】

県民一人ひとりが、健やかに地域で暮らし、心豊かに長寿を全うできる総合的な保健医療福祉システムづくり

【計画の性格】

- ・ 医療法第30条の4の規定による法定計画
- ・ 県の保健医療に関して総合的・効果的に推進するための基本的な指針

【計画期間】

令和6年度～令和11年度（6年間）

第2章 保健医療環境の現状

● 人口

人口構造、出生数・出生率、死亡数・死亡率など

● 医療資源

医療施設（病院、診療所、歯科、薬局、介護施設、訪問看護ステーションなど）

医療従事者（医師、歯科医師、薬剤師、看護職員など）

● 受療動向

疾病及び性・年齢階級別の入院・外来受療率

● 県民の意識・意向

医療提供体制についての認識・希望、療養等場所

第3章 保健医療圏と基準病床数

○ 基準病床数

…圏域内における病床整備の目標

以下病床数は現行計画のものを記載。
※今後、国で示された算定方法に基づき、算定

● 療養病床及び一般病床数 (床)

保健医療圏	基準病床数	既存病床数
千葉	8,097	7,915
東葛南部	13,010	11,733
東葛北部	11,619	10,576
印旛	4,342	6,270
香取海匝	2,284	2,808
山武長生夷隅	2,717	3,306
安房	1,694	2,081
君津	2,479	2,543
市原	2,007	2,128
計	48,249	49,360

● 精神病床数 (床)

基準病床数	既存病床数
10,674	12,525

● 結核病床数 (床)

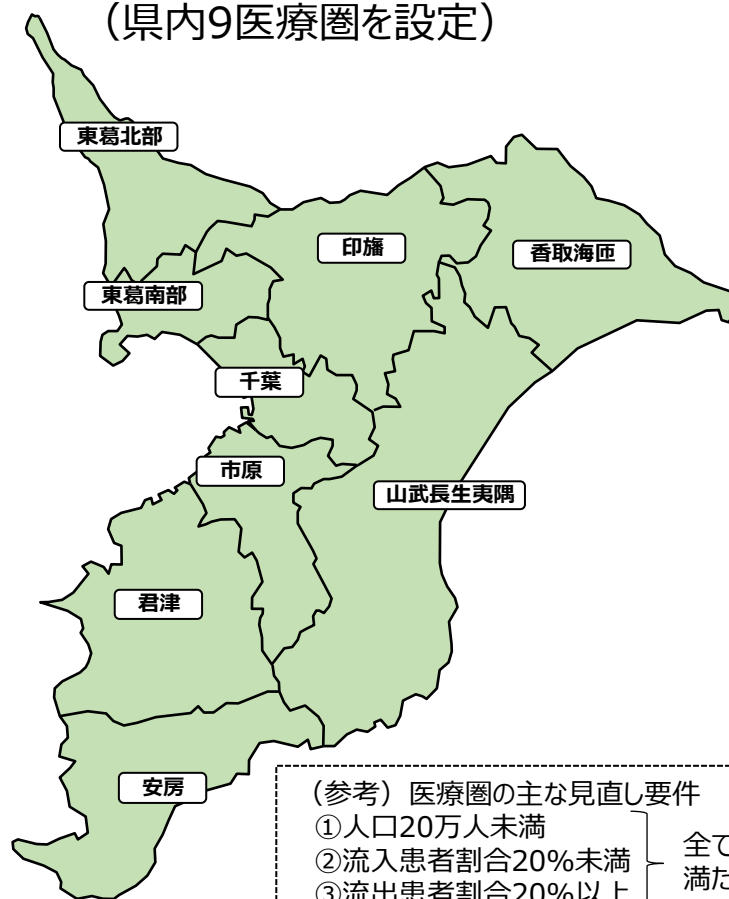
基準病床数	既存病床数
72	124

● 感染症病床数 (床)

基準病床数	既存病床数
60	60

○ 二次保健医療圏

…特殊な医療を除く病院の病床の整備を図るべき地域的単位として設定するもの
(県内9医療圏を設定)



(参考) 医療圏の主な見直し要件
 ①人口20万人未満
 ②流入患者割合20%未満
 ③流出患者割合20%以上
 ⇒本県では該当圏域なし
 } 全て満たす

第4章 地域医療構想

- 2025年における医療提供体制を定める「地域医療構想」については、その基本的な枠組みを維持しつつ、引き続き、取組を着実に推進する。
※現在、国において、2040年頃を視野に入れた新たな地域医療構想の策定に向けた課題・整理を行っているところ。

- 地域医療構想について
- 千葉県における現状と将来の医療需要
- 構想区域の設定
- 千葉県が目指すべき医療体制
- 千葉県が目指すべき医療提供体制を実現するための施策
- 地域医療構想の推進方策

< 2025年における必要病床数及び在宅医療等の必要量 >

構想区域	(床)					在宅医療等の必要量
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計	
千葉	1,077	3,028	2,520	1,859	8,484	15,329
東葛南部	1,376	4,783	4,072	2,779	13,010	22,651
東葛北部	1,386	4,227	3,647	2,439	11,699	19,127
印旛	594	1,947	1,625	1,382	5,548	7,054
香取海匝	289	745	587	560	2,181	2,517
山武長生夷隅	104	887	946	994	2,931	4,919
安房	308	602	358	373	1,641	2,064
君津	232	806	810	522	2,370	2,866
市原	284	826	695	335	2,140	2,239
千葉県計	5,650	17,851	15,260	11,243	50,004	78,766

第5章 質の高い保健医療提供体制の構築

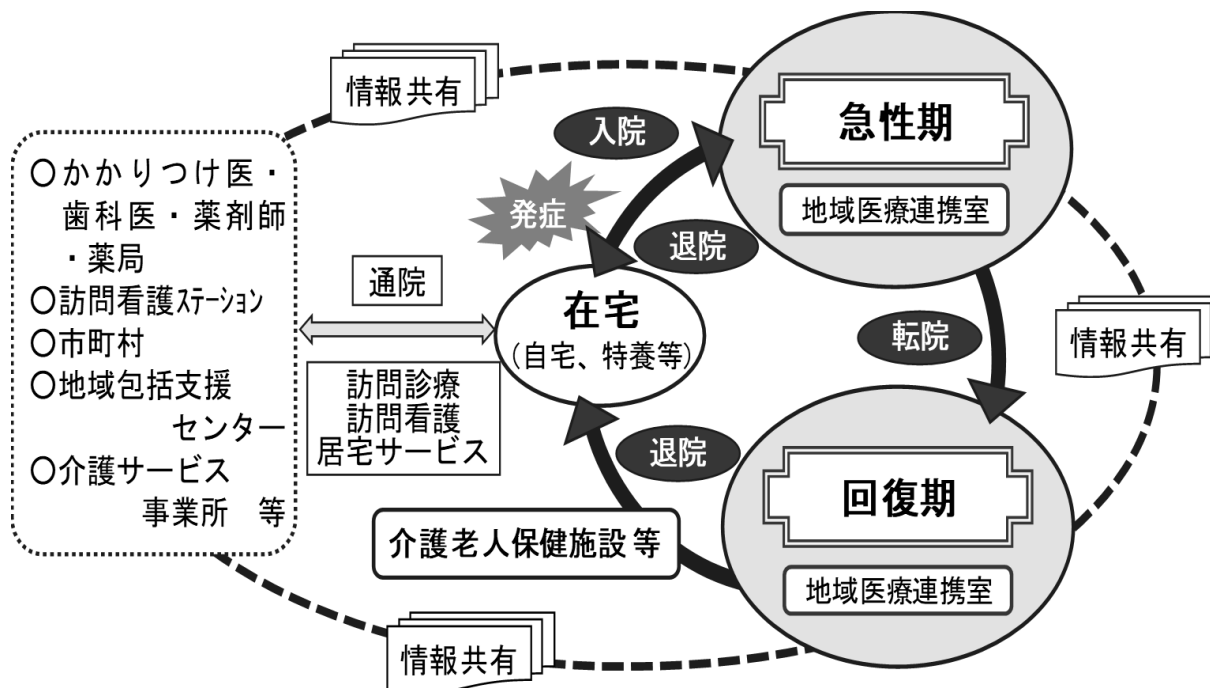
(1) 循環型地域医療連携システムの構築

○ 循環型地域医療連携システムの構築について

- 患者を中心として、急性期から回復期までの治療を担う地域の医療機関の役割分担と連携、更には健康づくり・介護サービスと連動する体制である「循環型地域医療連携システム」を一層推進する。
- 併せて、地域医療の機能分化と連携を進めることで、地域医療構想を着実に推進する。

循環型地域医療連携システム イメージ図

※疾病・事業ごとに構築



第5章 質の高い保健医療提供体制の構築（続き）

（1）循環型地域医療連携システムの構築

5 疾病

- がん
- 脳卒中
- 心筋梗塞等の心血管疾患
- 糖尿病
- 精神疾患

5 事業

- 救急医療
- 災害時における医療
- 周産期医療
- 小児医療
- **新興感染症発生・まん延時における医療【新規】**

疾病・事業ごとの循環型地域医療連携システムに対応する医療圏別の医療機関一覧を別冊に記載。

（2）地域医療の機能分化と連携（かかりつけ医機能の充実等）

（3）在宅医療の推進

（4）外来医療に係る医療提供体制の確保

（5）県民の適切な受療行動の促進

（6）各種疾病対策等の推進

（7）医師の確保

（8）医師以外の人材の養成・確保等

（9）医療分野のデジタル化【新規】

第6章 総合的な健康づくりの推進

- 総合的な健康づくりの推進
- 健康増進施策との調和を図りつつ対策を講ずべき疾患等への対応
 - ・ 慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策【新規】
 - ・ 慢性腎臓病（CKD）対策【新規】

第7章 保健・医療・福祉の連携確保

- 母子・高齢者・障害者分野における施策の推進
 - ・ 母子保健医療福祉対策
 - ・ 高齢者保健医療福祉対策
 - ・ 障害者保健医療福祉対策
- 連携拠点の整備

第8章 安全と生活を守る環境づくり

- 健康危機管理体制
- 医療安全対策等の推進
- 快適な生活環境づくり

地域編（別冊）

- ・ 高齢化の状況や医療需要の増加幅、医療資源の量、医療提供体制を支える人材の数などには地域差があり、地域の実情に応じた取組を進めていく。

- 圏域の現状
- 施策の方向性
- 施策の具体的展開